

「医療施設等物価高騰対策支援事業」のご案内

エネルギー価格等高騰の影響を受ける中、物価高騰の影響を価格転嫁できない保険診療等を行う医療施設等の事業継続を支援するため補助金を支給します。

補助対象施設及び基準額

1. 病院及び5床以上の病床を有する診療所

5～19床	38万4千円
20床～	病床数×2万4千円

2. 1以外の医療施設等

医科診療所（無床又は5床未満の病床を有する診療所）	26万4千円
歯科診療所	7万8千円
薬局	14万3千円
柔道整復師施術所	2万7千円
あんま、はり、きゅう施術所	8千円

- ※ 申請様式で申告する令和5年4月～12月の燃料費等の負担増加額の合計額と基準額とのいずれか低い額を支給する。
- ※ 申請対象は令和5年4月以前に開設していて、申請日時点で事業を継続中の医療施設等に限る。
- ※ 医科・歯科は保険医療機関、薬局は保険薬局に限る。
- ※ 令和5年4月～12月の負担増加額が上記の基準額を下回る医療施設等については、差額分を令和6年1月～3月の負担増加額をもって補助金を追加支給する。（令和6年4月申請受付開始予定）

補助対象経費

ガス代、水道代、その他（ガソリン・重油など）、食材料費※1

※1 食材料費の補助対象は病院及び5床以上の病床を有する診療所に限る。

申請受付期間

令和6年2月22日（木）まで

※受付期間以降は申請を受理することができませんので、ご了承ください。

